

## 中国の映画産業概要

### a. 国産認定による優遇

- ・協定を介した国際共同製作作品が、認定機関である中国電影合作制片公司(CFCC)からの承認を受けると国産作品と同等の恩恵を享受できる（審査/検閲は共産党も関与）
  - ・中外合作撮制電影片管理規定に基づき、CFCC(および電影局、共産党)からの承認を受けた「連合撮制」（中国・相手国双方が出資し利益やリスクも共同に負う形での合作）は、中国市場において国産映画としての優遇政策が適用される（審査/検閲は共産党も関与）
- ⇒承認されれば輸入作品よりも高い利益配分率となる

### b. 規制・法制度

- ・映画館は、中国領域内の法人およびその他の組織が製作した映画の上映回数および時間帯を調整しなければならない、年間の映画上映総時間数の3分の2以上でなければならない
- ・中国国内での制作および上映には許可証が必要
- ・外国映画の輸入は、中国电影股份有限公司にのみにライセンスされる
- ・外国映画を配給できるのは、中国電影集團電影發行放映分公司（中影）と華夏電影發行有限公司（華夏）の2社のみ
- ・映画の輸入には利益配分型（分帳）と版權買切型（買断）があり、分帳は年間34本まで。買断は中国市場での利益配分を受けられず、分帳の配分も25%に留められる

## 中国の映画産業および国際共同製作にかかる規制、法制度

---

### 1. 国際共同製作協定締結国と、権限のある当局

中国は、二国間国際共同製作協定を計 22 ヶ国と締結している<sup>1</sup>。協定に際しては、国家電影局<sup>2</sup>（China Film Administration）が権限のある当局として協定の締結の交渉を進め、国際共同製作作品の認定作業は中国電影合作制片公司<sup>3</sup>（China Film Co-production Corporation、通称「CFCC」）が行う。中国は 2021 年 3 月時点、日本が唯一国際共同製作協定を締結している国である。

#### （ア）ヨーロッパ

フランス、ベルギー、スペイン、イタリア、イギリス、オランダ、エストニア、マルタ、デンマーク、ギリシャ、ルクセンブルグ、ロシア

#### （イ）アジア、オセアニア

日本、韓国、オーストラリア、インド、シンガポール、ニュージーランド、カザフスタン、タジキスタン

#### （ウ）中南米

ブラジル

#### （エ）北米

カナダ

### 2. 中国映画産業の全体像

中国の映画産業はかつて、国家廣播電影電視総局電影事業管理局（ラジオ映画テレビ総局・映画局管理局、通称「ラテ総局」）に管理されてきたが、「国家放送電視（テレビ）総局」に改編されるのに伴い、現在は映画にかかる管理は国家電影局に移された。加えて、習近平国家主席による権力集中により、中国の映画産業全体は共産党中央宣伝部の監視下に置かれることとなり、より一層国による検閲が厳しくなっているのが現状である。

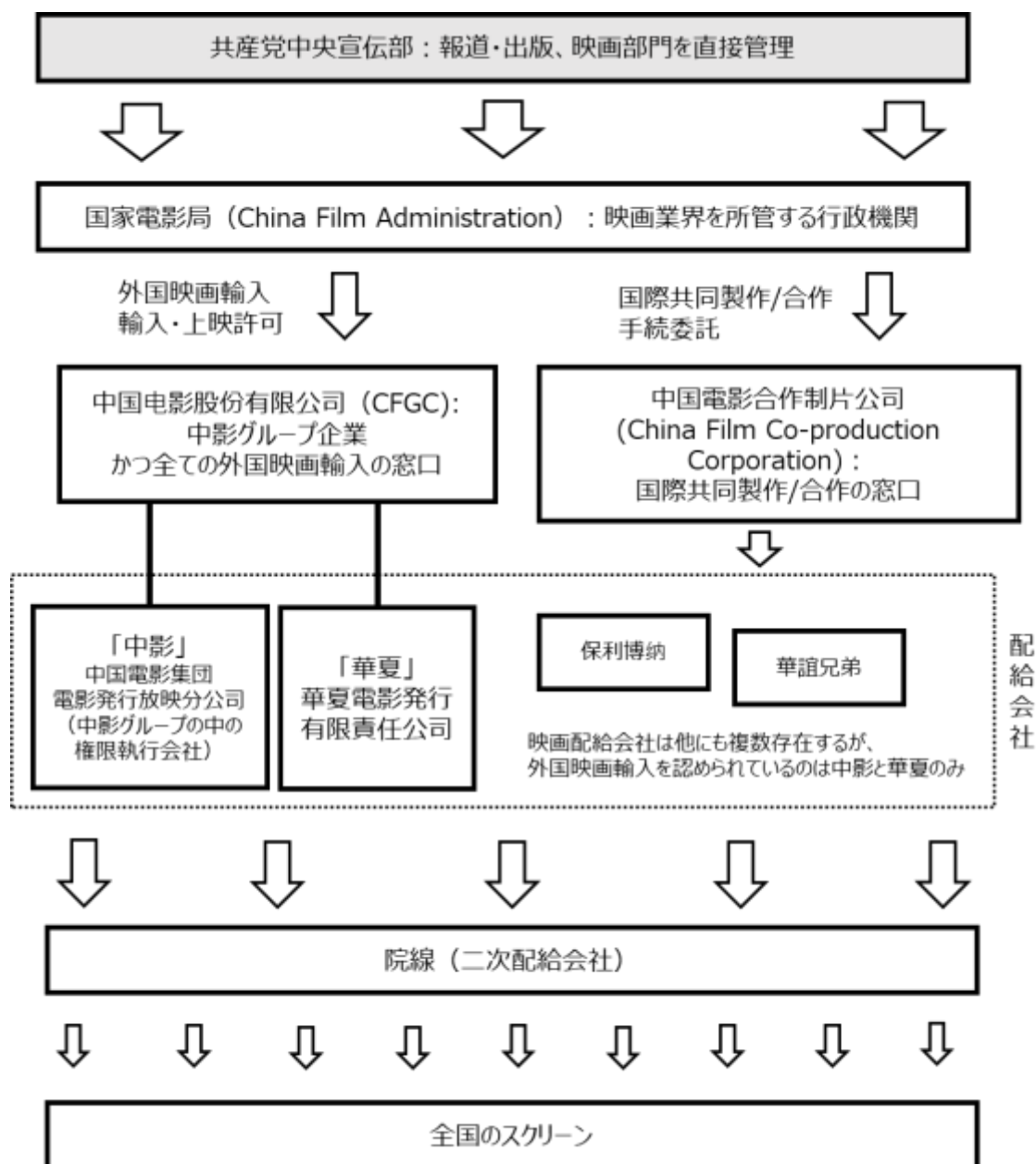
---

<sup>1</sup> <http://www.cfcc-film.com.cn/policeg/content/id/2.html>

<sup>2</sup> 中国語表記は「国家电影局」、日中協定上の表記は「中国映画局」。

<sup>3</sup> 中国語表記は「中国电影合作制片公司」日中協定上の表記は「中国映画共同製作会社」。

図 中国映画産業の構造



中国の映画産業では、前述の国家電影局管理のもと、国営企業である中国電影集團公司（中国映画グループ会社/China Film Group Corporation）が大きな存在としてあり、傘下に輸出入会社、配給会社、デジタル・シネマ配給会社、マーケティング会社、撮影所、二次配給会社（院線）などの子会社がある。

### 3. 外国映画の輸入制限<sup>4</sup>

映画の輸入は、中国電影グループ会社である中国电影股份有限公司（CFGC）にのみライセンスされている。輸入に関して、最終的には、国家電影局の承認を得なければならない。外国映画を配給できるのも、中国電影グループの中で権限執行会社である中国電影集團電影發行放映分公司（グループ全体の略称が「中影」）と華夏電影發行有限責任公司（華夏）の2社のみである。かつては中影が外国映画の配給を独占していたが、2003年からは華夏も認められることとなった。しかし近年、中影の社長が華夏の社長も兼任することになるなど、両者の機能分担がますます恣意的ないし曖昧になっている。なお、外国映画の輸入には2つの方法がある。

①分帳（利益配分型）：配給収入に応じて契約された印税を払う、一般的に行われている取引。分帳での輸入とするかは中国電影集團電影進出口分公司にしか決定権がない。分帳で取り扱われるのは、これまでハリウッドを中心とした大型映画が中心であり、2012年に米中で結ばれた「WTOの映画関係の問題解決のための了解覚書（中美双方就解決WTO电影问题谅解备忘录）」に由来する。この覚書で、中国が輸入する映画の本数を20本から34本に引き上げたうえで追加の14本はIMAXと3D映画とすること、米国の映画興行の配分割合も13%から25%に引き上げることで合意した。<sup>5</sup>しかしこの合意も2017年に期限切れとなり、更新や再交渉は進んでいない。加えて2018年からの米中貿易摩擦や共産党中央宣伝部の介入により、中国映画産業におけるハリウッド作品の優位性は不安定になっている。

②買断（版權買切型）：劇場上映権ないしオールライツを一定の金額で取引することで、その契約された作品がいかにもヒットしても、追加の印税は支払われない方式。現在、日本映画のほとんどはこの形式で輸入されている。分帳の枠に入れず買い切りであってもなお大きな中国の市場は魅力的であり、ハリウッドのブロックバスター作品ではなく低予算の独立系映画の輸入は買断が多い。分帳については割り当てが厳しく管理される一方、買断については30作品という資料もあるが年によって数が大きく変動し、枠が明確に決まっていない。

また、2017年3月1日より施行されている「中華人民共和國電影産業促進法」の29条で定めるところにより<sup>6</sup>、「映画館は、中国領域内の法人およびその他の組織が製作した映画の上映回数および時間帯を調整しなければならない、その上映時間は年間の映画上映総時間数の3分の2以上でなければならない」としており、中国にはクォータ制が存在する。

<sup>4</sup> 参考：2018年JETRO発行「中国映画テレビ市場調査」

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Reports/02/2018/ab0ab7636de81fe2/movies\\_tv.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2018/ab0ab7636de81fe2/movies_tv.pdf)

2008年度 日本映像国際振興協会作成「映像コンテンツ国際共同製作基盤整備事業報告書」

<sup>5</sup> [http://www.peoplechina.com.cn/xinwen/txt/2014-02/12/content\\_595875.htm](http://www.peoplechina.com.cn/xinwen/txt/2014-02/12/content_595875.htm)

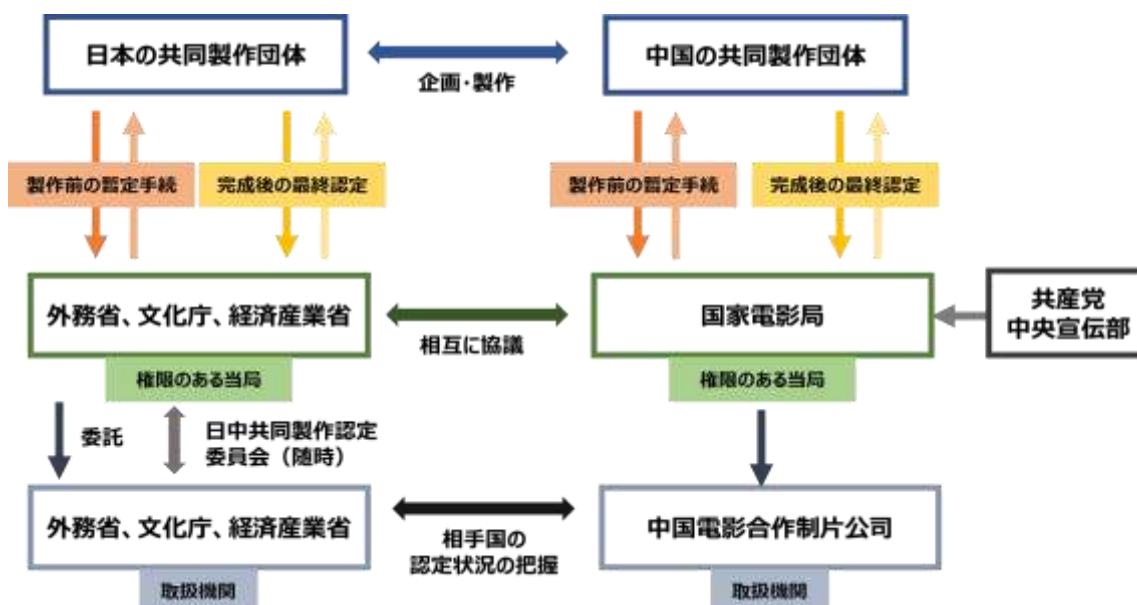
<sup>6</sup> [http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/xinwen/2016-11/07/content\\_2001625.htm](http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/xinwen/2016-11/07/content_2001625.htm)

#### 4. 協定に基づく「国際共同製作」

中国作品として認められ、国産映画と全て同じ待遇を受けることが可能となる1つの条件として、二国間共同製作協定の提携国との「国際共同製作作品」がある。協定締結国との共同製作作品の認定作業は、CFCCが行う。出資比率やロケーション先、キャストの割合の規定などは個々の協定により異なるが、撮影前・撮影後の承認（検閲）をクリアすることが共通の条件とされている。

加えて、かつては香港・台湾との共同製作作品については「外国映画作品」とみなされ制限を受けていたが、制限が緩和され、中国（大陸）と共同で製作した映画については国産映画として配給が可能となっている。この影響から、中国の共同製作作品の大半は香港と台湾で占められている。

図 日中映画共同製作認定の流れ



## 5. 合作映画<sup>7</sup>

### (ア) CFCC における「合作」の定義

前項で述べた国際共同製作協定を介した共同製作のほかに、CFCC は、“Co-production”（合作制片）を以下の 3 つの定義に定めている。いずれも、「中外合作撮制電影片管理規定<sup>8</sup>」を満たす必要がある。なお、本報告書では、協定を介して製作された作品は「国際共同製作（作品）」、そうでない場合は「合作（作品）」と定義するものとする。

#### ① 連合撮制 (Co-production Film)

中国と、合作相手国の双方が資金を投資し、資金、人材、資材/機材も分担することで利益やリスクも共同に負う形での合作。中国市場において、国産映画としての優遇政策が適用される（“在中国内地市場可以享受国産影片的待遇”）。この定義において、必ずしも国際共同製作協定の介入は必要としないため、アメリカとの合作作品は、これが適用となる。

#### ② 協作撮制 (An Assisted Film)

海外相手国からの投資により、中国国内で制作される作品。中国側は海外制作者に対し、ロケーション現場や機材、人材などを、海外制作者側の負担により調達支援を行う。この場合は中国側に著作権は与えられず、作品も輸入手続きを経て輸入作品としてみなされる。

#### ③ 委託撮制 (An Entrusted Film)

海外相手国からの投資により、中国国内での制作側を中国側が完全に請け負う作品。海外制作者側の負担により中国側は作品を完成させるが、中国側に著作権は与えられず、作品も輸入手続きを経て輸入作品としてみなされる。

### (イ) 中外合作撮制電影片管理規定

「中外合作撮制電影片管理規定」は国家広電総局令 31 号として 2004 年 7 月 6 日に施行され、現在も改定はされていない。以下は規定の中で重要と思われる条項の抜粋である。輸入作品と比較して合作映画として申請・承認された作品の利益配分が多いことから（後述）、アメリカとの合作映画が申請をするケースが多い。一方、ここ数年の中国要素が少ないハリウッド作品が合作として申請されるケースが散見され、形ばかりの“米中合作”作品が増加したことを受け、電影局側の審査が厳しくなる傾向にある。

<sup>7</sup> 参考資料：2017 年“China Co-Production Handbook”

<https://www.mpa-apac.org/policy-statement/2017-china-co-production-handbook/>

<sup>8</sup> <http://www.cfcc-film.com.cn/polic/content/id/22.html>

## **中外合作撮制電影片管理規定一部抜粋**

(注釈) 締結当時の権限のある当局は国家ラジオ映画テレビ総局である。

**第 2 条 :** この規定にいう「映画製作における中外協力」とは、法律に基づき「映画製作許可証」または「映画製作許可証（単一映画）」を取得した国内の映画製作者と外国の映画製作者が、中国国内または国外で映画を合作（連合撮制）、協力製作（協作撮制）、または委託製作（委託撮制）することをいう。

**第 7 条 :** 国は、中国と外国との間の映画共同製作のためのライセンス制度（中外合作撮制電影片実行許可制度）を実施する。中国国内のいかなる団体または個人も、「中外合作撮制電影片実行許可証」または承認文書を取得せずに、海外の団体または個人と協力して映画を製作することはできない。また、この承認を得ずに、外国の団体または個人が中国で単独で映画製作することはできない。

**第 13 条 :** 合作において外国人クリエイターの雇用が必要な場合、国家ラジオ映画テレビ総局に承認を得たうえで、外国人の主役の割合は主役総数の 3 分の 2 を超えてはならない。

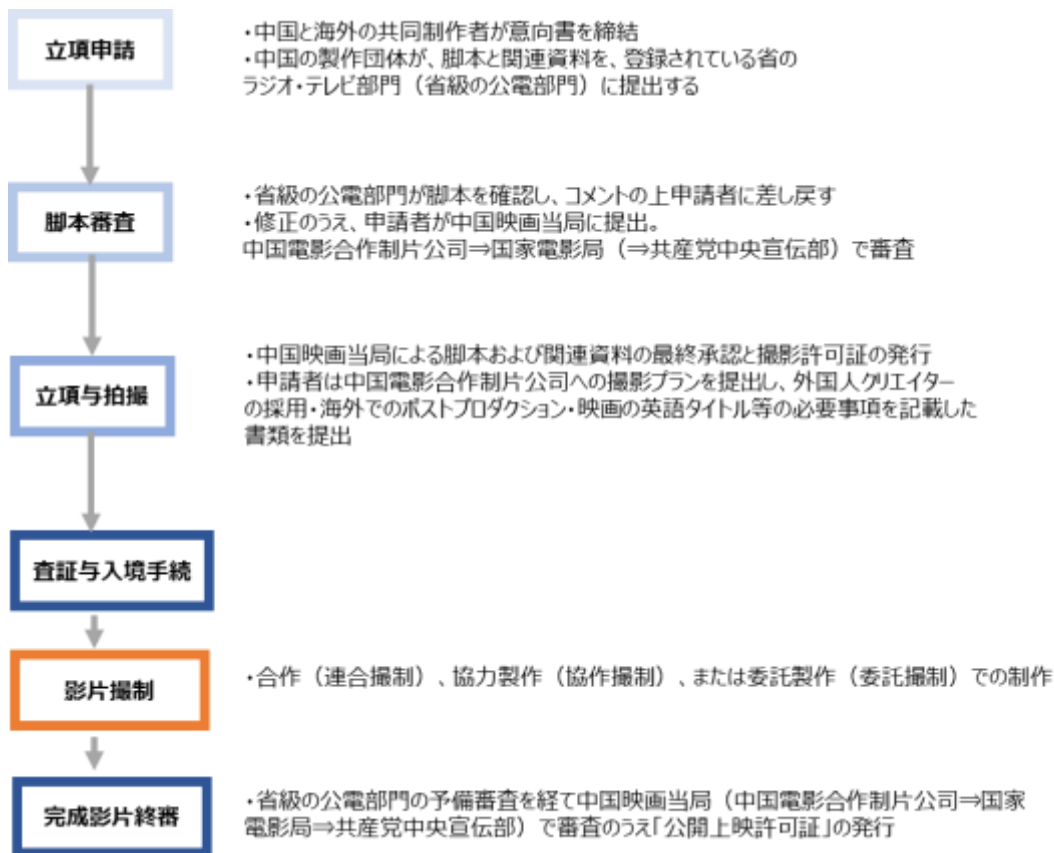
**第 14 条 :** 中国語（標準語）で製作し、字幕は「規範漢字」を使用しなければならない。（配給の際、必要に応じ配給する国・地域・少数民族言語版の制作を許可する）

**第 15 条 :** 合作映画は、地方の省級ラジオ・テレビ・映画行政部門の予備審査を経て、国家ラジオ映画テレビ総局の映画検閲委員会に提出して審査を受ける。中央政府および国家機関に属する映画製作団体が製作した映画、および「映画製作ライセンス（単一作品）」を保有する団体がプロジェクトの設立を申請して映画製作を完了した映画は、直接、国家ラジオ映画テレビ総局の映画検閲委員会に提出して審査を受ける。

**第 16 条 :** 合作映画は、審査に合格し、国家ラジオ映画テレビ総局が発行する映画公開上映許可証を取得した後でなければ、中国の国内外で公開上映のために配給することができない。

**第 22 条 :** この規定は、香港、マカオ特別行政区および台湾の映画製作者が、香港域内で映画を共同製作する場合にも適用される。

図 合作映画の制作から配給までの流れ





## 6. 中国市場における収益の分配

中国映画市場においては、総収入から 3.3%程度の法人税および課徴金（都市維持・建設税法や教育税など、地方により異なる）を差し引き、更に 5%の特別映画基金が控除された純利益が分配される仕組みとなっている。

加えて、その作品が国産作品であるか輸入作品かにより、興行収入の分配方式も大きく異なる。実際には作品により割合は変動するが、2017 年発行の“China Co-Production Handbook”によると、基本的な配分は概ね以下の通りとなっている。

表 中国映画市場における興行収入分配の基本割合

	製作	配給	劇場チェーン (院線)	劇場
国内作品	30%	13-15%	5-8%	48-50%
輸入作品： 買断（版權買切型） Imported Buy-Out	買切額	43%	5%	52%
輸入作品： 分帳（利益配分型） Imported Revenue Sharing	25%	23-27%	5-8%	40-43%

アップストリーム（製作および配給）とダウンストリーム（劇場チェーンおよび劇場）の分配率は、おおむね 43%：57%とされており、審査を通じて合作として認められることにより 43%の分配を得ることが可能としている。前述の米中の交渉により、分帳による輸入作品の分配率は 13%から 25%に引き上げられたが合作としての収益率のほうが依然として高く、ハリウッド作品が合作の認証を取り付けるために中国的要素を取り入れる動きが活発化しているのはこのためである。輸入作品の中でも「買断」の場合は買取時点での分配以上の配分はなく、中国映画市場でのヒットが全く還元されない仕組みだ。

配給に対しての配分が多いのには幾つか理由があるが、大きい要因に宣伝費がある。中国では宣伝費が製作費を上回ることが珍しくなく、宣伝費は基本的に配給会社が全額負担し、興行後にトップオフで回収をする。買断の場合輸入許可（すなわち「上映許可」）が下りるタイミングを予想できず、上映劇場を事前に抑え、宣伝を行うことが難しい。許可が出たらすぐに上映するために、配給側には劇場への支配力と多額の宣伝費が必要となる。分帳の場合でも事情は同様だが、さらに分配対象の「利益」について、トップオフされる宣伝費の内容が非常に曖昧かつチェックが困難である（海外の権利元は、中国の配給会社に対し帳簿閲覧権を持ちえない）。原資の興行収入と分配利益の著しい乖離が、ハリウッド側との軋轢を生んでいる。